

改正建築基準法の施行(R7.4.1)により、都市計画区域外において、木造建築物(平屋かつ延べ面積 200 m<sup>2</sup>以下の建築物は除く)を建築する場合、建築確認申請の手続きが必要になります。本県の都市計画区域外は、下図において、**白地の地域で、赤文字(黄色の網かけ表示)部分**です。

線引き都市計画区域 (区域名: ○○)	
	市街化区域
	市街化調整区域
未線引き都市計画区域 (区域名: ○○)	
	用途地域
	用途地域白地地域

	都市計画区域
	市町界
	旧市町村境

◆本資料に関するお問い合わせ先◆

<改正法全般>

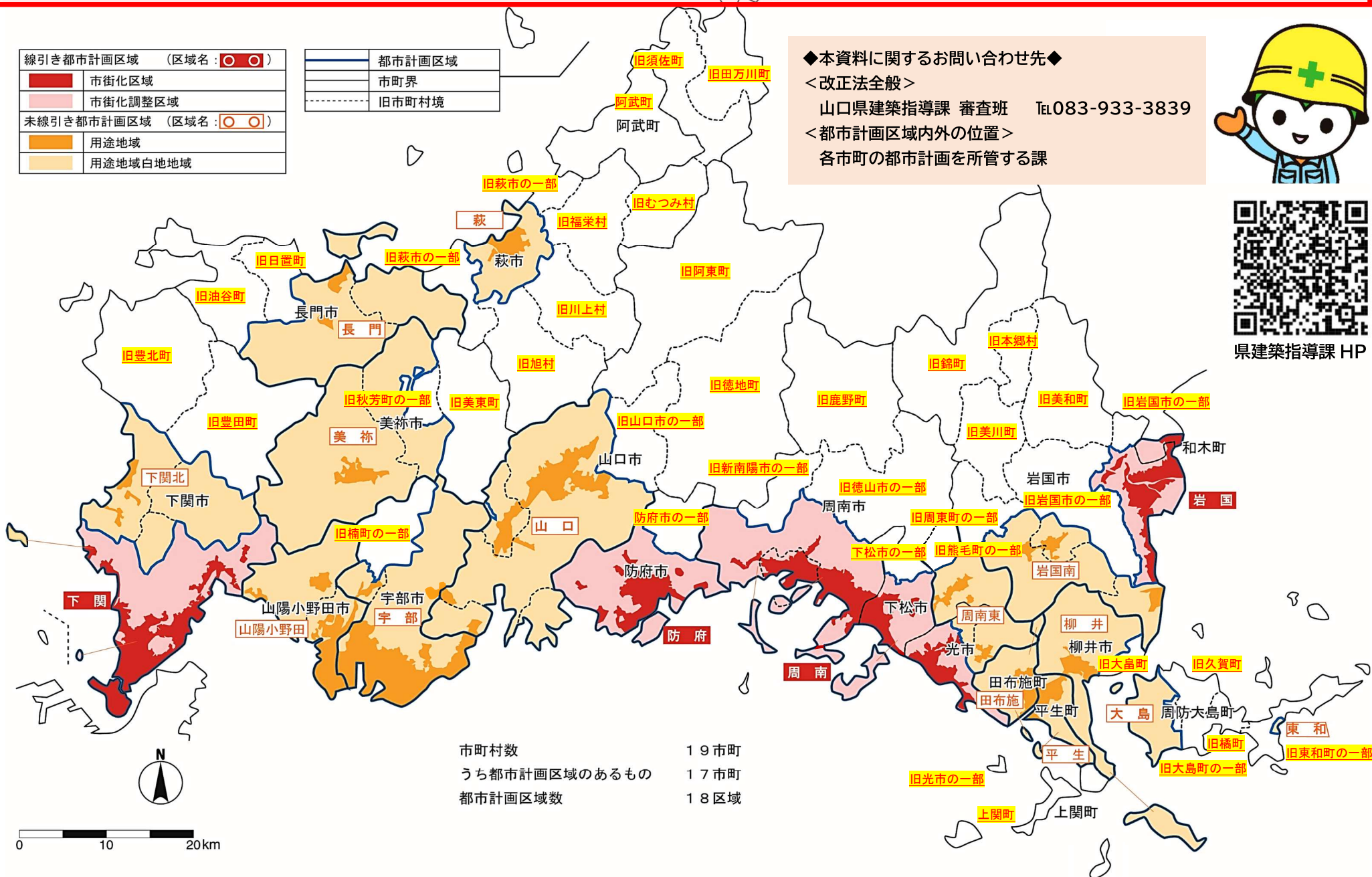
山口県建築指導課 審査班 Tel.083-933-3839

<都市計画区域内外の位置>

各市町の都市計画を所管する課



県建築指導課 HP



0 10 20km